

() 避難所運営協議会運営要項

1 目的

(1) () 避難所運営協議会（以下「協議会」という。）は、災害時における () 避難所の開設・運営を円滑に行うため、平常時より「() 避難所運営マニュアル」を整備し、避難所運営方法の周知徹底を図るとともに、地区連合自主防災組織との連携のもと、運営に必要な訓練を行う。

災害発生時には、「避難所開設活用マニュアルシート集」を基本に、平常時の協議会に避難者の代表者が加わった、協議会と、避難所運営を分担して行なう「作業班」で構成する、避難所運営本部を立ち上げ、柔軟な対応を図り、避難所の円滑な運営を行うものとする。

(2) 本要項は、協議会の運営及び諸活動について、基本的事項を定める。

2 構成・任期

協議会の構成は次のとおりとする。

(1) 協議会は、次の委員をもって構成する。

但し、防災リーダーを除く。

ア () を避難所に指定する次の自治会から選出された委員 () 名
(各自治会より2名程度選出)

- 1 () 自治会
- 2 () 自治会
- 3 () 自治会
- 4 () 自治会
- 5 () 自治会
- 6 () 自治会
- 7 () 自治会
- 8 () 自治会

イ 避難所担当市職員 3～4名

ウ 施設管理者（校長等）

エ その他協議会が必要とする者 若干名

オ 避難者代表（平常時不参加）

(2) 協議会は、委員の互選により次の役員を選出し、役員会を設ける。

但し、協議会会長は前項(1)アにより選出された委員をもって充てる。

協議会会長 1名

協議会副会長 2名

会計 1名

書記 1名

役員会は、協議会の運営及び諸活動の円滑な推進を図るものとする。

(3) 委員の任期は、原則として4月から翌年3月までの1年間とする。但し、再任を妨げない。

3 活 動

協議会は以下の活動を行う。

- (1) 会長が、招集して避難所運営協議会を開催し、必要な事項を協議する。会議の議長は、会長が行う。
- (2) () 協議会でマニュアルに基づいた訓練等を行ったうえ、マニュアルの改善を図る。
- (3) 運営の手引きに示す諸活動が、迅速かつ適切に推進されるよう、情報の収集・分析、連絡体制の確立を図る。
- (4) 災害時に使用する設備・機材・備蓄品・備品等の保管状況について確認し、不都合な箇所は、市へ改善を要請する。
- (5) 各委員は、避難所の運営及び諸活動の推進に必要な知識の習得及び技術の向上に努め、関係部門と密接な連携を図る。
- (6) 必要に応じて自主防災組織より支援を受け、避難所運営に必要な作業班（班長）を組織し、必要な知識の習得及び技術の向上のため研修を行う。
- (7) 平常時から避難所を所管する地区連合自主防災組織の実施する協議に参加し、地区内の各防災組織との連携を図る。
- (8) 連絡体制を確保するため、年度ごとに、避難所運営本部組織図及び協議会役員名簿を現地対策班へ提出する。

4 事 務

協議会の運営に必要な事務的な事項は、役員が担当し会長がこれを統括する。

5 経 費

- (1) 協議会の事務経費及び避難所運営訓練等費用は、避難所指定各自治会が負担する。
- (2) 負担金額については年度ごとに調整を図る。
- (3) 会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。
- (4) 会計は、本年度の決算報告を翌年度の最初の会議において行う。

6 要項の制定及び改訂

本要項の制定及び改訂は、協議会の発議に基づき、出席委員の過半数の賛成をもって成立する。

附 則

本要項は、()年()月()日から発効する。

この要項は各現地対策班へ提出してください。

また災害対応用として各区本部、災害対策本部にも情報が伝えられます。